別表11－2　5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の周波数表

占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	4930MHz　4970MHz				
占有周波数帯幅が９MHzを超え19.7MHz以下の無線設備	4920MHz	4940MHz	4960MHz	4980MHz	
占有周波数帯幅が4.5MHzを超え９MHz以下の無線設備	4915MHz　4940MHz	4920MHz	4925MHz	4945MHz	4935MHz
占有周波数帯幅が4.5MHz以下の無線設備	4912.5MHz 4927.5MHz 4942.5MHz	4917.5MHz 4932.5MHz 4947.5MHz	4922.5MHz 4937.5MHz		

この表の周波数の使用は、上空を除く。

［別表11－3　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

別表11－2　5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の周波数表

占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	4930MHz　4970MHz				
占有周波数帯幅が９MHzを超え19.7MHz以下の無線設備	4920MHz　5040MHz	4940MHz	4960MHz　5060MHz	4980MHz　5080MHz	
占有周波数帯幅が4.5MHzを超え９MHz以下の無線設備	4915MHz　4940MHz　5040MHz	4920MHz　4945MHz	4925MHz　5045MHz	4935MHz　5055MHz	
占有周波数帯幅が4.5MHz以下の無線設備	4912.5MHz 4927.5MHz 4942.5MHz 5037.5MHz 5052.5MHz	4917.5MHz 4932.5MHz 4947.5MHz 5042.5MHz 5057.5MHz	4922.5MHz 4937.5MHz 5032.5MHz 5047.5MHz		

この表の周波数の使用は、上空を除く。

［別表11－3　同左］

○総務省告示第二百十二号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備 ［1～9　略］ 10　電波法施行規則第六条第四項第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備 二　電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備 ［1～8　略］ 9　無線設備規則第四十九条の二十の二に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備 10～13　［略］	一　［同上］ ［1～9　同上］ ［新設］ 二　［同上］ ［1～8　同上］ ［新設］ 9～12　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第二百十三号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。